

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報

※令和8年度卒業生対象

大学等	学部学科等名	修業年限	入学年度	必要修得 単位数	科目区分ごとの 修得単位数(内数)	取得可能な資格
					選択必修	
福岡医療短期大学	歯科衛生学科	3年	令和6年度入学者	108	7(必修)	・短期大学士(歯科衛生学) ・歯科衛生士国家試験受験資格 ・口腔介護推進歯科衛生士(福岡医療短期大学認定) ・介護職員初任者研修修了資格
	歯科衛生学科 専攻科 口腔保健衛生学専攻	1年	令和8年度入学者	35	4(必修)	・学士(口腔保健学) ・口腔機能向上推進歯科衛生士(福岡医療短期大学認定)

福岡医療短期大学試験、成績 の評価及び進級に関する規則 （抜粋）

（成績の評価）

第6条 試験の成績は、優・良・可・不可の評語をもって表わし、可以上を合格とする。ただし、再試験においては可又は不可とし、卒業試験においては合又は否とする。

（進級及び留級）

第7条 学則第16条の規定により、当該学年において修得すべき全授業科目に合格した場合は進級とし、不合格の科目がある場合は短大学長が進級又は留級を決定する。

（留級者）

第8条 留級者は原則として当該学年において修得すべき全授業科目のうち特に免除された科目のほかの授業に出席し、試験を受けなければならない。

福岡医療短期大学試験、成績の評価に関する細則

試験、成績の評価等の取り扱いについて

1 試験の成績における評語の点数区分等

試験の成績における各評語の点数区分は次のとおりとする。

なお、「優、良、可、不可」はそれぞれ「A、B、C、D」で表すこともできる。

（1）定期試験等

優	（A）	100点～80点
良	（B）	79点～70点
可	（C）	69点～60点
不可	（D）	59点～ 0点

（2）卒業試験等

合	100点～ 70点
否	69点～ 0点

2 追・再試験の採点方法

（1）追試験

点数は最高100点とする。

（2）再試験

点数は最高60点とする。ただし、卒業試験の再試験は最高70点とする。

3 再試験欠席者の成績評価

（1）再試験欠席者の成績（学年成績）の評価は、通常、定期試験の成績をもって代えるものとするが、これによることなく、担当教員が必要に応じてその他の方法により評価を行うことができる。

（2）再試験の成績報告書において欠席の旨表示された者については、定期試験の成績をもってその学年成績とする。

福岡医療短期大学 G P A に関する実施要項（抜粋）

（評価等）

第2条 学生が履修した授業科目のグレード・ポイント（評価により与えられる数値。以下「G P」という。）は、次表のとおりとする。

区 分	グレード	1単位 あたりの G P	成績評価基準	学修成果の達成度
合 格	S	4	100点 ～ 90点	基準を大きく超えて優秀である
	A	3	89点 ～ 80点	基準を超えて優秀である
	B	2	79点 ～ 70点	望ましい基準に達している
	C	1.5	69点 ～ 60点	単位を認める基準に達している
	C*	1	再試験合格 60点	単位を認める最低限の基準には達している
不合格	D	0	59点 ～ 0点	基準を下回っている

（G P A の算定）

第3条 各学期の G P A（以下「学期 G P A」という。）及び累積の G P A（以下「累積 G P A」という。）は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第一位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

学期G P A =
$$\frac{(\text{当該学期の履修科目の G P} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{当該学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

累積G P A =
$$\frac{(\text{全学期の履修科目の G P} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{修得した科目の総単位数}}$$

（対象授業科目等）

第4条 本学で進級あるいは卒業により認定されたすべての授業科目をG P Aの対象授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は、G P Aの対象外科目とする。

- （1）選択科目で必要単位数を超えて取得した科目
- （2）編入学または転入学等の単位認定科目
- （3）本学入学前に修得した単位認定科目
- （4）その他教授会で認めたG P A算出除外科目

★抜粋掲載のものについてはいずれも学生の葉で必ず確認すること。